

ゴルフ場利用約款（控）

（乗用カートのご使用）

第 19 条

乗用カートのご使用は、自動車の運転免許を有する方に限ります。運転者は、別に定める「乗用カート利用約款」を遵守して下さい。乗用カートの故障等のおそれの有る場合、直ちに係員に申し出て下さい。

乗用カート利用約款

第 1 章 総 則

第 1 条（本約款の目的）

この約款は、本クラブの乗用カート（以下「カート」と称します）の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

第 2 条（本基準の遵守）

カートの運転者（以下「運転者」と称します）及び当該カートの同乗者（以下「同乗者」と称し、運転者及び同乗者を総称して「利用者」と称します）は、カート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

第 3 条（運転等の制限）

1. カートは、ゴルフ場施設外で、利用運行することができません。
2. カートは、カート利用申込手続を経た運転者以外の方が運転し、あるいは操作することができません。

第 4 条（運転の資格）

1. 運転者は、運転免許を有する方に限ります。
2. 次の事由ある方は、運転者となることができません
 - (1) 運転免許に条件が付されている場合に、当該条件を満たしていない方。
 - (2) 酩酊、その他事由により、正常な運転が困難な方。
 - (3) 免許停止、紛失等により前項の運転免許にかかる運転免許資格を所持していない方。

第 5 条（利用の申込）

1. 本クラブのカートを利用しようとする方は、予め、運転者を定め、当該運転者が所定のカート利用申込書を所定窓口に提出することによって、カート利用の申込をして下さい。
2. 利用者が複数の運転者を定めた場合には、当該運転者は必ず、運行責任者（以下「リーダー」と称します）を指名のうえ、その全員により、カート利用申込をして下さい。
3. カート利用申込書は、所定の申込用紙に所定事項を記入のうえ、運転者が署名（自署）して下さい。
4. カート利用の申込手続は、カート利用申込書が受理されることによって、その効力を生じます。
5. カート利用の申込手続は、この約款に特別の定めがある場合を除き、当該申込にかかる施設利用日にかぎってその効力を保持します。

第 6 条（運行の責任者）

1. 運転者が複数の場合のカートの運転担当及び運転の交替に関する事項は、リーダーの責任において、これを行って下さい。
2. カートの移動又は停止、同乗者の乗降、その他カート運行に関する事項は、係員が特に指示した事項を除き、運転者（運転者が複数の場合は運転担当者・以下同様）の責任において、これを行って下さい。

第2章 注意事項

第7条（係員及び運行責任者の指示）

1. 利用者は、カートの運行に関し、係員が指示した事項に関しては、当該係員に従って下さい。
2. 利用者はカートの運行に関し、運行責任者（リーダー又は運転者）の権限に属する事項に関しては、当該運行責任者の指示に従って下さい。

第8条（安全運転義務）

運転者は、カートの運行に際し、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないような速度と方法により、当該カートを運転して下さい。

第9条（走行場所）

1. カートは、已む得ない事情がある場合のほかは、所定のカート用通路以外の場所で走行させないで下さい。
2. カートを、已む得ない事情により、所定のカート用通路以外の場所で走行させる場合には、他の利用者や、カートに同乗させないで下さい。

第10条（運転中の注意）

1. 運転者は、カートの運転に際しては、次の事項を遵守して下さい。
 - (1) 走行開始の際の注意事項
 - (イ) カートの選定及び運転の開始、必ず係員の指示に従って、行って下さい。
 - (ロ) 運転の開始に際しては、他の利用者の乗車に先立って、必ずブレーキ、その他の装置が正常に作動することを確認して下さい。
 - (ハ) 発進は、必ず他の利用者が着座したことを確認したうえで、行って下さい。
 - (2) 走行の際の注意事項
 - (イ) カート用通路の走行に関し、走行方法等（走行方法・走行速度・一旦停止等）の標示があるときは、これに従って、運転して下さい。
 - (ロ) 起伏ある場所・上下勾配の場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を通行する場合には、予め、減速のうえ、低速で走行し、かつ必要に応じて、他の利用者に声を掛けるなどして、注意を促して下さい。
 - (3) 停車等の際の注意事項
 - (イ) カートは斜面その他不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性ある場所には、停車又は駐車させないで下さい。
 - (ロ) カートを離れるときは、必ず他の利用者の降車を確認のうえ、駐車装置（パーキング・ブレーキ）を確実にかけて下さい。
 - (ハ) カートの利用を終了する場合には、必ず、所定の保管場所にカートに戻し、カートを離れる場合の操作をし、かつ電源を切って下さい。
2. 運転者は、カートの運転に関しては、前項に定めるほか、カート用通路を道路とみなして、道路交通法に定める運転方法及び通行方法に準拠して、これを行って下さい。

第11条（同乗者等の注意事項）

運転者以外の利用者は、カートの利用に際し、次の事項を順守して下さい。

- (1) カートの走行用装置（電源・駆動・ハンドル・停止・駐車装置等）には、手を触れないで下さい。
- (2) カートが発進する際、あるいはカートが起伏ある場所・上下勾配の場所・曲折した場所・付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ずカートの把持部分（アームレスト・アシストグリップ等）に掴まって下さい。
- (3) カートの走行中は、カートから身体・衣服・用具等がはみ出さないように留意して下さい。
- (4) カートへの乗車はカートの定員を守って下さい。

第3章 その他

第12条（利用の中止等）

1. 利用者に、次の事由がある場合には、事情に従い、当該利用者につき、運転を禁止し、カート利用を中止し、あるいは施設利用を中止して頂くことがあります。
 - (1) 運転者に運転者資格のないことが判明したとき。
 - (2) 利用者にこの約款あるいは会則その他規定に反する行為があったとき。
2. 前項の事由にかかるカート他の利用者についても、事情に従い、前項の禁止ないし中止措置をとらせて頂くことがあります。

第13条（事故の場合の責任等）

1. 運転者はカートの運行に関し、故意又は過失により、人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」という）を生じた場合には、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
2. 運転者以外の利用者は、故意又は過失により、カート事故を生じ又はカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、運転者と連帯して、あるいは単独にて、被害者に対し、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。
3. 運転者以外の利用者が、カート事故の被害者となった場合において、当該利用者に、この約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部又は一部が、過失相殺により、免責されることがあります。

第14条（本約款の改定）

1. この約款は、必要に応じ、クラブ理事会の承認を経て、改定することがあります。
2. この約款の改定は、クラブ施設内に、1ヶ月以上の期間、改定事項を掲示することによって、公示します。
3. この約款の改定の効力は、前項の公示を開始したときに、その効力を生じます。

札幌エルムカントリークラブ